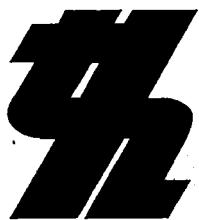


青少年にふれあい 愛のひと声を

令和元年度
柏市少年補導センター活動要覧



柏市教育委員会

目 次

少年補導センターのあらまし	
(1) 設置経過	1
(2) 設置主体	1
(3) 主管部局	1
(4) 施設の概要	1
(5) 事務局	2
(6) 柏市少年補導センター運営協議会委員	2
(7) 少年補導委員	3
(8) やまびこ電話柏相談員	3
(9) いじめeメール相談員	3
(10) 活動区域の状況	3
令和元年度活動方針	4
活動内容	5
事業計画一覧	8
令和元年度柏市学校警察連絡協議会事業計画	10
平成30年度街頭補導状況	
(1) 街頭補導状況	12
(2) 補導少年の学職別・男女別	12
(3) 補導少年の行為・年齢・男女別	13
(4) 補導少年の行為・場所別	13
(5) 補導少年の居住別状況	14
(6) 月別補導状況	14
(7) 地区補導の状況	14
過去10年間の補導の推移	
(1) 行為別	15
(2) 学職別	16
(3) 年齢別	16
平成30年度やまびこ電話柏	
相談状況	17
受理状況集計	18
平成30年度少年相談	
相談状況	19
受理状況集計	20
平成30年度いじめeメール相談・サイバーパトロール・STOPit	21
条例・規則等	
(1) 柏市少年補導センター設置条例	22
(2) 柏市少年補導センター設置条例施行規則	24
(3) 少年補導委員服務規定	26
(4) 柏市少年補導センター補導委員連絡協議会会則	30
(5) 柏市学校警察連絡協議会規約	34
(6) 柏市やまびこ電話要領	36

少年補導センターのあらまし

(1) 設置経過

昭和 41. 5. 1 柏市教育委員会規則で少年補導センター設置を決定
41. 5. 28 開所式 主管部局は教育委員会事務局とし、
柏市柏六丁目2番25号柏市中央公民館内に開設。
41. 10. 11 柏市条例第32号により「柏市少年補導センター設置条例」制定
42. 4. 12 柏市柏六丁目2番23号寺島ビル3階に移転。
42. 10. 1 機構の改革に伴い、民生部青少年課の主管となる。
42. 10. 2 規則第30号により「柏市少年補導センター設置条例施行規則」制定
43. 9. 9 柏市柏五丁目9番6号柏市都市開発公社ビル3階に移転。
47. 6. 5 柏市柏五丁目9番7号柏市役所分室2階に移転。
52. 4. 1 機構の改革に伴い柏市教育委員会の主管になる。
54. 11. 1 柏市柏五丁目9番7号柏市役所分室1階に移転。
55. 4. 21 やまびこ電話柏を設置。
59. 2. 10 柏市柏五丁目8番32号新庁舎開所。
平成 6. 11. 29 柏市柏五丁目8番32号柏市役所本庁舎分室1に移転。
12. 3. 31 柏市柏五丁目8番32号柏市役所本庁舎分室2に移転。
19. 4. 1 組織改編に伴い主管部局が生涯学習部生涯学習課となる。
26. 6. 1 いじめeメール相談を開始。
26. 7. 1 サイバーパトロールを定期化。
28. 4. 7 「Fili i かしわ」実証実験
29. 4. 1 ネットいじめ、トラブル相談窓口設置
30. 4. 1 組織改編に伴い主管部局が学校教育部児童生徒課となる。

(2) 設置主体 柏市

(3) 主管部局 柏市教育委員会学校教育部児童生徒課

(4) 施設の概要

所 在 地	柏市柏五丁目8番32号 柏市役所本庁舎分室2	
床 面 積	106.32m ²	
施 設 内 容	事務室	54.29m ²
	相談室	8.10m ²
	電話相談室	6.00m ²
	面接室・倉庫・手洗い他	37.93m ²

(5) 事務局

職名	職員氏名
所長	加藤定浩
副主幹(指導主事)	山田健二
主査	染谷義彦
生涯学習専門アドバイザー	宮本知史
補導専門員	緑川敦子
補導専門員	繁田保夫
いじめeメール相談員	安齋由里子
生徒指導アドバイザー	渡辺雅裕

(6) 柏市少年補導センター運営協議会委員一覧

選出区分	役職	氏名
1 関係機関	千葉県柏警察署生活安全課長	田村大輔
2〃	千葉県柏児童相談所長	二瓶一嗣
3〃	柏市小中学校校長会長 (柏市立柏中学校長)	内田守
4〃	柏市学校警察連絡協議会長 (柏市立松葉第二小学校長)	飯田和夫
5〃	柏市立柏高等学校長	富樫明子
6 関係団体	柏市少年補導委員連絡協議会長	中村雅宏
7〃	柏市青少年相談員連絡協議会長	中川早苗
8〃	柏市青少年健全育成推進連絡協議会長	下田豊繁
9〃	やまびこ電話柏相談員	金森佳子
10〃	柏市子ども会育成連絡協議会長	門井隆志
11〃	柏市PTA連絡協議会長	吉田智紀
12 学識経験者	柏地区保護司会長	小山恵子
13〃	東葛飾地区更正保護女性会副会長	山中良子
14〃	主任児童委員連絡会会計	田中裕子
15〃	元生涯学習専門アドバイザー	上坂勉

(任期 令和元年5月1日～令和3年4月30日)

(7) 少年補導委員 (平成30～31年度 委員定数131名)

No	教育機関・団体名	定員数	No	教育機関・団体名	定員数
1	第一地区	7	11	南部地区	5
2	第二地区	7	12	逆井地区	6
3	第三地区	7	13	西原地区	7
4	第四地区	6	14	松葉地区	8
5	第五地区	7	15	中原地区	6
6	光ヶ丘地区	6	16	豊四季地区	6
7	酒井根地区	8	17	風早地区	6
8	富勢地区	7	18	手賀地区	6
9	田中地区	8	19	大津ヶ丘地区	6
10	土地区	6	20	高柳地区	6
				合計	131

(8) やまびこ電話柏相談員

現在7名の相談員がいます。

相談時間は平日の13時～19時です。

常時1名が専用電話で相談業務を行っています。

(9) いじめeメール相談員

子どもを対象とし、いじめを中心とした専用のメール相談を行っています。

(10) 活動区域の状況

(平成31年4月1日現在)

柏市総人口	426,224人
小学校(6才～11才)	42校
中学校(12才～14才)	25校
高等学校(15才～17才)	14校
特別支援学校	2校
児童相談所	1所
警察署	1署
交番・駐在所	22ヶ所

令和元年度活動方針及び活動内容について

柏市少年補導センター

活動方針

少年補導センターは、青少年の健全な育成を期し、少年の補導活動を総合的に推進するための拠点である。補導活動、相談活動、環境浄化活動、広報啓発活動を積極的に展開し、非行の未然防止に努める。また、関係団体・関係機関と連携しながら地域ぐるみの非行防止活動の推進を図る。

◎…今年度の重点項目

非
行
防
止
活
動
の
推
進

- 1 補導活動の充実
 - ・街頭補導、地域補導、特別補導の充実
 - ・通報活動の徹底
- 2 相談活動の充実
 - ◎少年相談の充実
 - ◎やまびこ電話柏相談の充実
 - ◎いじめ eメール相談の充実
 - ◎ネットいじめ、ネットトラブル相談の充実
 - ◎STOPit 相談の充実
- 3 関係団体・関係機関との連携強化
 - ・少年補導委員連絡協議会、学校、警察、児童相談所等との連携強化
- 4 研修の充実
 - ・少年補導委員研修の充実
 - ・やまびこ電話柏相談員研修の充実
- 5 環境浄化活動の推進
 - ・図書等及び特定がん具等の自動販売機の調査と浄化活動
 - ・有害な散らし等の撤去活動
 - ・ゲームセンターーやカラオケボックスの健全化
 - ・青少年の溜まり場等の健全化
 - ・青少年健全育成協力店の巡回
- 6 広報啓発活動の推進
 - ◎児童生徒・PTA や教員また地域住民の集会等での啓発活動
 - ・月報「すこやかに」の配布
 - ・各種非行防止啓発指導資料の配布
- 7 情報収集及び資料の整理と活用
 - ◎サイバーパトロールの強化による事件・事故の未然防止
 - ・補導活動や相談活動関係資料の整理と活用
 - ・少年補導委員、学校、市民等からの情報収集と活用
 - ・不審者情報等の通報受け付け及び関係機関との連携

活動内容

1 補導活動の充実

繁華街や青少年の溜まり場等非行の行われやすい場所に重点をおいて、補導活動を日常的に実施し、不良行為等の問題行動の早期発見・早期補導（「愛のひと声」）に努めながら、非行防止活動の充実を図る。

(1) 街頭補導

毎週水曜日を除く平日に柏駅周辺で補導活動を実施する。夜間補導については、市内の青少年の溜まり場等を中心に行う。

街頭補導計画

昼夜別	実施時間帯
午前	9:45~10:45
午後	15:00~16:00
薄暮	16:00~17:00
夜間	19:00~20:00

(2) 地域補導

少年補導委員が地域の実態により、地域に密着した補導活動を実施し、青少年健全育成及び非行防止に努める。

(3) 特別補導

中学校の体育祭・卒業式及び夏休み・冬休みなどに特別に補導を実施する。

(4) 広域列車補導

1月に駅構内や駅周辺を特別に補導する。

2 相談活動の充実

青少年の問題や悩みに対し、温かく適切な助言・指導を行い、青少年が自ら解決を図れるように援助する。また、研修により相談担当者の資質を高めるとともに、必要に応じて関係団体・関係機関と連携をとりながら、問題解決の援助を行う。

(1) やまびこ電話柏

誰にも相談できない青少年の悩みの相談窓口であり、受容と共感を基本に親身になって相談に応じる。

(2) 少年相談（電話・来所・訪問）

青少年の不良行為等の問題行動で悩みをもっている親、教員、青少年本人等からの相談に応じる。

(3) 生徒指導巡回相談

市立の中学校や市立柏高校、サポート高を訪問し、生徒指導上の問題について情報交換や相談活動を行い連携を図る。

(4) いじめeメール相談

市立の小中高等学校の児童生徒でいじめを受けているもしくは、いじめを発見した本人からの相談に応じ、その他幅広く内容にも相談に応じる。

(5) ネットいじめ、ネットトラブル相談

少年相談窓口でネットいじめ及びネットトラブルへの対応方法等の相談を受ける。

(6) STOPit 相談

STOPit アプリを活用し、いじめを中心とした様々な相談を受け対応する。

3 関係団体・関係機関との連携強化

青少年の非行防止対策をより一層効果的に推進するため、関係団体・関係機関との連携強化に努める。

補導センターが関係する団体・機関は、次のとおりである。

- (1) 柏市少年補導委員連絡協議会（事務局）
- (2) 柏市学校警察連絡協議会（事務局）
- (3) 柏市小中学校生徒指導主任連絡協議会
- (4) 千葉県柏警察署
- (5) 千葉県警察東葛地区少年センター
- (6) 千葉県柏児童相談所
- (7) 近隣市青少年(指導)補導センター
- (8) 柏駅周辺防犯推進協会

4 研修の充実

少年補導委員や相談担当者の資質向上を図るため、実践的な研修の充実に努める。

(1) 少年補導委員研修

日常の補導活動に役立つ実践的な研修会を実施し、補導技術の向上とともに補導委員としての意識の高揚を図る。また、補導専門員の街頭補導活動に同行しながら補導技術の習得に努める。

(2) やまびこ電話柏相談員研修

研修会を実施し、青少年や保護者の多様な相談に対応できるように電話相談員個々の資質の向上を図る。

(3) 補導センター職員研修

・外部講師を招聘して、研修会を実施し、資質の向上に努める。

5 環境浄化活動の推進

有害環境の実態を把握し、青少年の非行防止の立場から地域の環境浄化活動を積極的に進める。

(1) 書店や中古書店の調査と環境浄化活動の啓発

市内の書店や中古書店を調査し、県の青少年健全育成条例が遵守されているか調査するとともに、環境浄化活動について啓発を行う。

(2) 有害な散らし等の撤去

電柱や電話ボックスに貼付されたポスターや散らしを、街頭補導や地域補導において積極的に撤去活動を行う。

(3) ゲームセンター・カラオケボックスの健全化

ゲームセンター・カラオケボックスが、青少年の非行の温床になっていないかどうかに注意し、関係機関等と連携して健全化を図る。

(4) 青少年のたまり場等の健全化

地区ごとに青少年のたまり場や犯罪を誘発しやすい環境等を調査し、補導活動や広報啓発活動を通じて健全化を図る。

(5) 青少年健全育成協力店の巡回

少年補導委員が中心となって、地域活動の中で青少年健全育成協力店を巡回し、万引き防止や社会環境浄化活動等について協力を依頼する。

6 広報啓発活動の推進

学校、PTAなど関係団体等に、補導状況等についての理解を深めてもらうために、次のような広報啓発活動を実施する。

(1) 児童生徒・PTAや教員また地域住民の研修会等での啓発活動

携帯電話やスマートフォン等でのインターネットがらみの犯罪防止や薬物乱用防止等の啓発に努める。

(2) 各種非行防止啓発指導資料の配布

小・中・高校に非行防止啓発指導資料を配布するなどして、その防止に努める。

(3) 月報「すこやかに」の配布

補導センターの補導状況や各種啓発情報を提供し、青少年の非行防止や被害防止に努める。

7 情報収集及び資料の整理と活用

問題行動や被害等に関する情報を整理するとともに、必要に応じて関係団体・関係機関へ情報を提供するなどして、青少年の非行防止を図る。

(1) サイバーパトロールを強化し、ツイッターや掲示板等をチェックする中で、不適切な掲載や事件・事故に繋がりそうな書き込みについては当該校と連絡を取り、本人に削除させる等の処置をする。

(2) 補導活動や相談活動関係資料の整理と活用

毎月の補導や相談の状況を整理し、現状を把握するとともに補導活動や相談活動に活用する。

(3) 少年補導委員、学校、市民等からの情報収集と活用

問題行動や被害に関する情報を広く収集し、必要に応じて学校、少年補導委員、警察署等へ情報を提供するなどして、青少年の非行防止に活用する。

(4) 不審者情報等の通報受け付け及び関係機関との連携

通報受け付けの周知と関係機関との速やかな情報共有を図り、対応に努める。

令和元年度 年間事業計画 (1.5.1 現在)

	日	曜日	関 係 事 業 等	備 考
4	12	金	学警連役員会議⑥(青少年センター)	広報紙『すこやかに』発行
	13	土	市補連運営委員会⑦(本庁舎)	
	19	金	県青少年補導センター所長会議・県センター連協会議(船橋市青少年センター)	
	25	木	学警連定期総会・学警連役員会議①(沼南庁舎)	
5	8	水	県補連理事会④(船橋市青少年センター)	広報紙『すこやかに』発行 『補導センター活動要覧』発行
	11	土	少年補導委員委嘱式・研修会・市補連総会(沼南庁舎)	
	21	火	柏市少年補導センター運営協議会(本庁舎)	
	25	土	市補連運営委員会①(本庁舎)	
	30	月	県青少年補導センター連絡協議会②・総会(市川市生涯学習センター)	
6	13	木	学警連役員会議②(青少年センター)	
	13	木	学警連小中高情報交換会①(青少年センター)	
	21	金	県補連代議員総会(市川市生涯学習センター)	
7	月間		青少年の非行問題に取り組む全国強調月間	広報紙『すこやかに』発行
	6	土	市補連運営委員会②(本庁舎)	
	10	水	県補連理事会①(船橋市青少年センター)	
	13	土	社会を明るくする運動	
	19	金	学警連夏季特別補導 19日, 22日(柏駅周辺)	
	19	金	市補連夏季休業中地区特別補導 ~8月31日(市内各地区)	
	26(金) or 27(土)		県下一斉合同パトロール	
	31	水	学警連夏季研修講座(アミュゼ柏:14:00)	
8	5	月	学警連役員会議③(柏神社)・学警連夏季特別補導(柏駅周辺)	広報紙『すこやかに』発行 市補連広報紙『あすなろ』発行
	23	金	学警連視察研修(予定)	
	24	土	オーバーナイトハイク支援(~25日(日))	
	26	月	学警連夏季特別補導 26日, 27日(柏駅周辺)	
	31	土	市補連運営委員会③(本庁舎)	

月	日	曜日	関 係 事 業 等	備 考
9	14	土	中学校体育祭特別補導①	広報紙『すこやかに』発行
	15	日	中学校体育祭特別補導②	
	28	土	県補導委員大会(我孫子市)	
10	12	土	一日補導キャンペーン(柏駅東口;柏一小)	広報紙『すこやかに』発行 学警連会報紙『きずな』発行
	未定	未定	センター職員視察研修または座学研修(未定)	
	31	水	県補連理事会②(船橋市青少年センター)	
11	1	金	学警連役員会議④(青少年センター)	広報紙『すこやかに』発行
	未定	未定	県補連東葛ブロック会議(我孫子市)	
	9	土	市補連運営委員会④(本庁舎)	
	未定	未定	広域列車補導 (JR, TX, 東武野田線)	
	未定	未定	県補連理事会③(理事宿泊研修地)	
	未定	未定	市補連主催視察研修(未定)	
12	20	金	学警連年末年始特別補導 20, 23, 24日(柏駅周辺)	広報紙『すこやかに』発行
	21	土	市補連年末年始地区特別補導 ~1月6日(市内各地区)	
1	6	月	学警連年末年始特別補導(柏駅周辺)	広報紙『すこやかに』発行 啓発漫画結果報告 広報紙『すこやかに』発行
	11	土	市補連運営委員会⑤(中央公民館)	
	13	月	新成人を祝う会応援	
	14	月	学警連小中高情報交換会②(青少年センター)	
	未定	未定	県青少年補導センター職員合同研修会(八千代市)	
2	5	水	県青少年補導センター連絡協議会③(船橋市)	学警連会報紙『きずな』発行 生活実態調査結果報告 啓発漫画作品集配布
	6	木	学警連役員会議⑤(柏市中央体育館)	
	26	水	県補連協理事会③(船橋市青少年センター)	
	29	土	市補連協運営委員会⑥(本庁舎)	
3	未定	未定	中学校卒業式特別補導	広報紙『すこやかに』発行 市補連協広報紙『あすなろ』発行
	未定	未定	市補連市内一斉補導(市内各地区)	

※ ○のなかの数字は会議の回数を表わす。

令和元年度 柏市学校警察連絡協議会事業

1 運営方針

- (1) 各学校において、積極的な生徒指導を推進するために学校・関係諸機関相互が情報交換しあう。
- (2) 各学校における児童生徒の非行・問題行動についての早期発見、指導のための体制づくりや実践活動を行う。
- (3) 各学校における生徒指導の充実を図るため、柏警察署、東葛地区少年センター、柏児童相談所、柏市少年補導センター、その他関係諸機関・団体の連携・協力を密にする。
- (4) 児童生徒を取り巻く環境の浄化・整備活動を推進する。
- (5) 児童生徒の事故防止のために、安全教育の徹底を図る。また、危険箇所の再点検・整備を進める。
- (6) 「安全・安心まちづくり」のために、地域と学校が協力して『愛のひと声運動』を地域に定着するように努める。

2 重点目標

- (1) 学警連の活動を広く理解してもらうとともに、各種団体との連携・協力を進める。
- (2) 会報「きずな」を発行し、学警連の活動への理解・協力を促進する。
- (3) 長期休業中などの特別補導等を通して、小・中・高等学校の連携・協力を強化する。
- (4) 生徒指導関係者を対象とする研修を実施し、その内容の充実を図る。
- (5) 万引き等初発型非行防止の啓発活動を推進する。（少年補導センターとの連携）
- (6) 薬物乱用防止、携帯電話・スマートフォン等の情報モラルの啓発活動を推進する。

令和元年度 事業計画

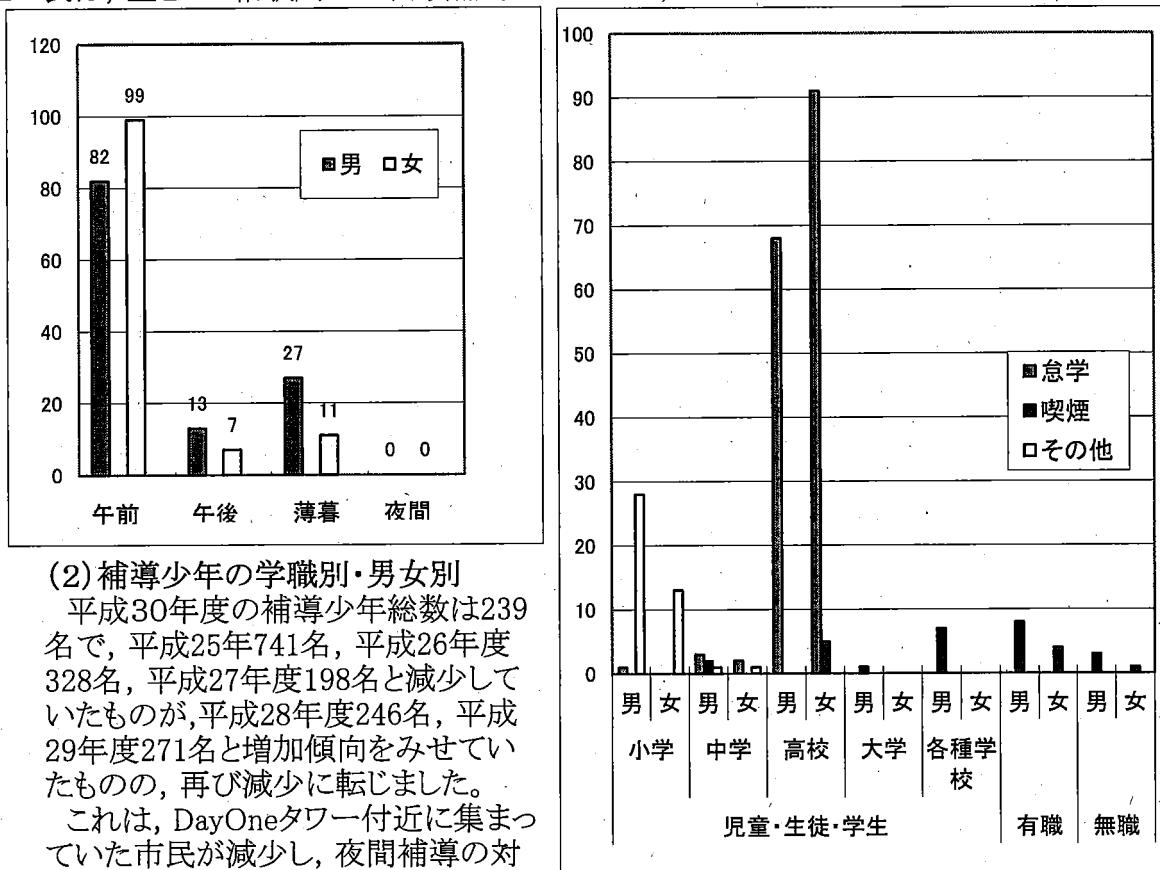
月 日	内 容
4月 25日 (木)	定期総会・第1回役員会議(沼南庁舎)
6月 13日 (木) 13日 (木)	第2回役員会議 第1回小・中・高等学校情報交換会
7月 19日 (金) 22日 (月) 31日 (水)	啓発漫画作品の募集(万引き・携帯・スマホ・ネット・薬物等) 夏季休業特別補導① 夏季休業特別補導② 夏季研修会
5日 (月) 23日 (金) 26日 (月) 27日 (火)	第3回役員会議・夏季休業特別補導③ 視察研修 夏季休業特別補導④ 夏季休業特別補導⑤
10月	会報「きずな」78号発行
11月 1日 (金)	第4回役員会議
12月 20日 (金) 23日 (月) 24日 (火)	調査部生活実態調査(アンケート)実施 年末年始特別補導① 年末年始特別補導② 年末年始特別補導③
1月 6日 (月) 14日 (火)	年末年始特別補導④ 第2回小・中・高等学校情報交換会 啓発漫画審査結果報告
2月 6日 (木)	第5回役員会議 調査部生活実態調査(アンケート)結果報告 会報「きずな」79号発行 啓発漫画作品集配付
4月 10日 (金)	第6回役員会議(総会準備)

街頭補導状況 平成30年4月から平成31年3月まで

(1) 街頭補導状況

区分	実施回数	従事者数(人)				補導少年数(人)		
		補導委員	市職員	警察関係	計	男	女	計
午前	184	135	398	0	533	82	99	181
午後	84	33	176	0	209	13	7	20
薄暮	95	124	235	6	365	27	11	38
夜間	31	74	61	0	135	0	0	0
計	394	366	870	6	1242	122	117	239

この表は、主として柏駅周辺の街頭補導での統計です。



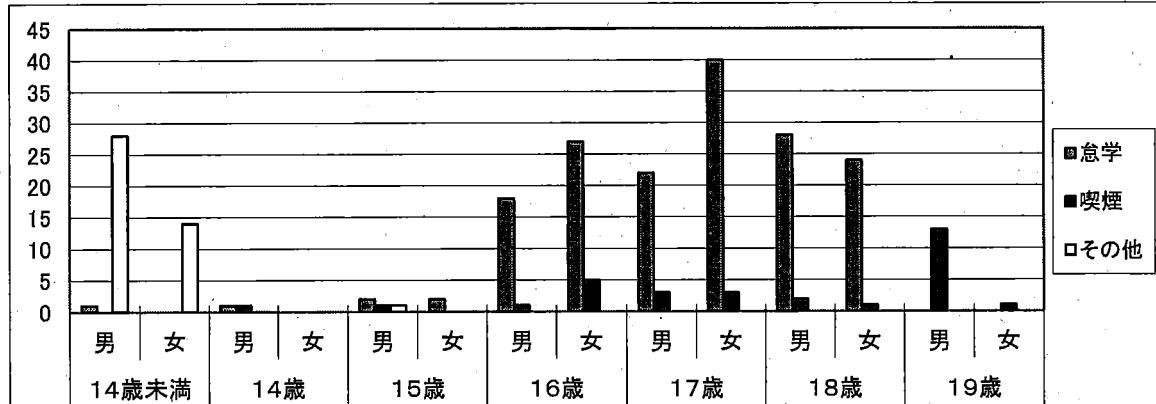
(2) 補導少年の学職別・男女別

平成30年度の補導少年総数は239名で、平成25年741名、平成26年度328名、平成27年度198名と減少していたものが、平成28年度246名、平成29年度271名と増加傾向をみせていたものの、再び減少に転じました。

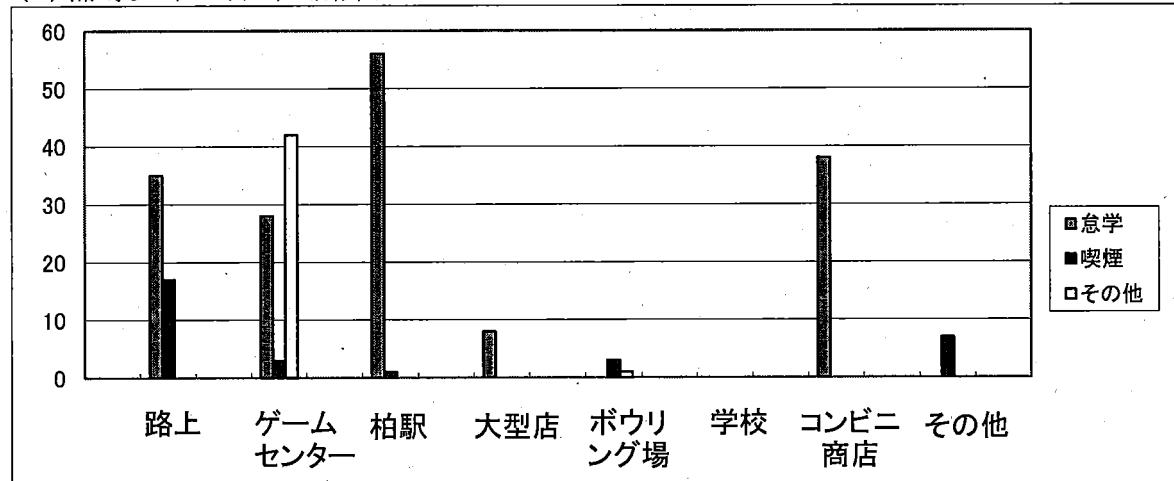
これは、DayOneタワー付近に集まっていた市民が減少し、夜間補導の対象となる青少年が減少したことが要因であると考えられます。

学職	児童・生徒・学生								有職		無職		合計				
	小学校		中学校		高校		大学		各種学校		男		女				
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	計
怠学	1	0	3	2	68	91	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	165
喫煙	0	0	2	0	0	5	1	0	7	0	8	4	3	1	21	10	31
その他	28	13	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	29	14	43
計	29	13	6	3	68	96	1	0	7	0	8	4	3	1	122	117	239

(3) 補導少年の行為・年齢・男女別



(4) 補導少年の行為・場所別



怠学は、昨年一昨年ほぼ横ばいであったが、高校生の件数が若干増加した。喫煙の総数は、昨年一昨年と増加がみられていたが今年度は減少している。特に中学生の喫煙が25件から1件と大幅に減少した。

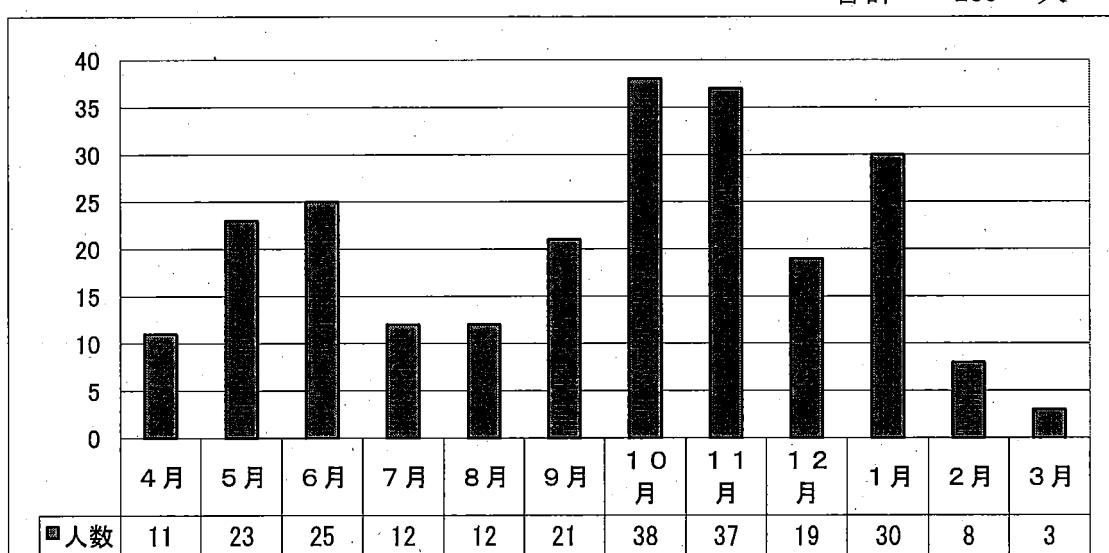
数年前の柏駅D街区再開発により、特定の場所が子どもたちのたまり場になっていたが、環境整備によりその状況は改善され、特に夜間補導においては、子ども達の姿をが見かける機会が少なくなった。

(5) 補導少年の居住別状況

居住地 学職	柏		松戸		流山		野田		我孫子		鎌ヶ谷		その他県内		県外		計	
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
児童・生徒	17	12	3	1	1	0	0	0	7	0	0	0	0	7	0	0	3	35 16
高校生	24	45	13	19	2	6	6	4	4	7	1	1	4	4	14	10	68 96	
学生	7	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	8 0	
有職少年	6	3	1	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	0	0	0	8 4	
無職少年	2	0	1	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	3 1	
計	56	60	19	20	3	6	6	4	11	9	1	1	12	4	14	13	122 117	

(6) 月別補導状況

合計 239 人



(7) 地区補導の状況

実施回数 (回)	少年補導員等の従事者数(人)	声をかけた青少年数(人)		
		男	女	合計
305	1,811	164	82	246

※地区補導とは、市内20中学校区で少年補導委員が、子どもたちに喫煙防止指導や帰宅指導など「愛のひと声」をかける、青少年の健全育成のための活動です。

過去10年間の補導の推移

(平成29年度より行為用語を千葉県の表記方法に修正)

(1) 行為別

行 為	年 度	平成 21 年 度	平成 22 年 度	平成 23 年 度	平成 24 年 度	平成 25 年 度	平成 26 年 度	平成 27 年 度	平成 28 年 度	平成 29 年 度	平成 30 年 度	
1 刀 物 等 所 持												
2 粗 暴 行 為												
3 金 品 不 正 要 求												
4 家 出												
5 無 断 外 泊												
6 忘 学 ・ 忘 業	391	1091	743	661	510	250	124	155	147	165		
犯 罪												
・ 性 的 い た ず ら												
・ 不 健 全 性 的 行 為												
不 良 行 為												
10 飲 酒												
11 噫 煙	210	284	280	246	226	77	28	35	59	31		
12 不 良 交 友												
13 盛り場 は い か い												
14 不 健 全 娱 樂												
15 夜 遊 び (深 夜 は い か い)												
16 自 転 車 等 危 險 行 為												
17 迷 惑 行 為												
18 そ の 他	8					3	5	1	46	56	65	43
合 計	609	1375	1023	910	741	328	198	246	271	239		

(2)学職別

学 職	年 度	平成						
		21 年 度	22 年 度	23 年 度	24 年 度	25 年 度	26 年 度	27 年 度
1 小 学 生	1	0	0	0	0	1	41	48
2 中 学 生	44	26	27	27	30	6	14	1
3 高 校 生	459	1110	792	713	552	262	122	182
4 大 学 生	17	60	36	35	17	14	8	4
5 専 門 学 校	12	33	13	15	16	2	1	1
有 職 少 年	38	74	59	41	49	21	6	4
無 職 少 年	38	72	96	79	77	22	7	6
合 計	609	1375	1023	910	741	328	198	246
							271	239

(3)年齢別

年 齢	年 度	平成						
		21 年 度	22 年 度	23 年 度	24 年 度	25 年 度	26 年 度	27 年 度
14歳未満	1	0	1	0	7	2	44	48
14 歳	15	6	0	8	10	0	1	0
15 歳	44	24	42	22	18	7	10	1
16 歳	185	322	283	261	148	68	34	53
17 歳	188	506	318	300	225	103	50	89
18 歳	142	432	306	254	277	120	47	50
19 歳	34	85	73	65	56	28	12	5
合 計	609	1375	1023	910	741	328	198	246
							271	239

やまびこ電話相談状況 平成30年4月から平成31年3月まで

(1) 月別相談受理件数 *無言、いたずら電話を除いた件数

学期	1学期				2学期				3学期			合計	
	月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	
件数	34	52	33	39	44	35	47	47	47	48	39	36	501
29年度	27	42	36	36	46	46	43	38	35	22	38	28	437

(2) 相談者別受理状況

相談者	小学生	中学生	高校生	大学生	専門学生
相談者数	10	46	272	40	0
29年度	2	27	222	22	31

相談者	有職少年	無職少年	その他	少年計
相談者数	2	1	15	386
29年度	3	2	4	313

相談者	保護者	一般成人	その他	成人計	合計
相談者数	67	1	47	115	501
29年度	53	2	69	124	437

(3) 男女別相談内容順位

〈男〉	順位	内 容	件数
	1	性	196
	2	学業・進路	23
	3	交友	18

〈女〉	順位	内 容	件数
	1	身体	46
	2	交友	21
	3	いじめ	13

(4) 相談内容について

- ・やまびこ電話相談柏は、7名の相談員が交代で相談を受けています。平成30年度の総数は501件で、前年度より64件多くなりました。
- ・男子は、特定の青少年から「性」の相談が196件と多くあり、次に学業・進路関係で23件でした。
- ・女子は特定の青少年から「身体」の相談が46件と多くあり、次に「交友」に関する相談が21件ありました。

平成30年度やまびこ相談累計一覧表

項目 内 容	項目 性別	少 年								合 計	
		小 学 生	中 学 生	高 校 生	大 学 生	専 門 学 生	有 職 少 年	無 職 少 年	そ の 他		
1 学業・進路	男		2	19	2					23	
	女		1	2						3	
2 非 行	男										
	女										
3 性	男		27	124	28			1	6	186	
	女			3						3	
4 身 体	男		2	5						7	
	女		1	45						46	
5 異 性	男			4				1	5		
	女										
6 交 友	男	1	3	14						18	
	女	3	2	2						7	
7 家 庭 親子関係	男		3	5	2		1			11	
	女	2		1						3	
8 性 格	男										
	女			1						1	
9 被 害	男										
	女										
10 子 育 て し つ け	男										
	女										
11 家 出	男										
	女										
12 仕 事	男					1				1	
	女		1							1	
13 教師不適切	男		1							1	
	女										
14 不 登 校	男	1	1	1						3	
	女		1	1						2	
15 いじめ	男										
	女	1								1	
16 問い合わせ	男										
	女			1						1	
17 そ の 他	男			36	8			7	51		
	女	2	1	8				1	12		
18 対象外											
19 無 言											
20 いたずら											
小 計		男	2	39	208	40		2	1	14	306
		女	8	7	64				1	80	
合 計		10	46	272	40		2	1	15	386	
		67	1	477	115		67	1	477	115	
		355					355				
		146					146				
		501					501				
		830					830				

少年相談状況 平成30年4月から平成31年3月まで

(1) 月別相談受理件数

学期	1学期				2学期				3学期			合計	
	月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	
件数		2	17	13	15	4	10	18	15	16	19	14	10
29年度		7	10	18	9	5	3	8	11	10	11	6	7
													105

(2) 相談者別受理状況

相談者	保護者	学校	本人・他	合計
相談者数	80	20	53	153
29年度	54	35	16	105

(3) 相談内容順位

順位	内容	男	女	計	占有率
1	学業・進路	40	8	48	31%
2	家庭・親子生活全般	12	17	29	19%
3	不良交友・交友	3	20	23	15%

(4) 相談内容について

- 少年相談は、所長及び指導主事、いじめメール相談員が受けています。
- 合計件数は、前年度より48件多い153件でした。
- 相談者別では、保護者からの相談が80件と一番多く、次に本人からの相談が53件でした。
- 内容別では、学校や親から小学生の家庭でのことや学業に関する相談を多く受け付けました。

いじめeメール相談状況 平成30年4月から平成31年3月まで

(1) 月別相談受理件数

学期	1学期				2学期				3学期			合計	
	月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	
件数	0	0	2	0	2	1	0	0	1	1	2	1	10
29年度	0	0	0	2	0	1	0	0	0	0	0	1	4

(2) 相談者別受理状況

相談者	小学生	中学生	高校生	大学生	保護者	その他	合計
相談者数	3	1	4	0	0	2	10
29年度	0	2	1	0	1	0	4

サイバーパトロール学校通報状況 平成30年4月から平成31年3月まで

(1) 投稿者別通報状況

相談者	小学生	中学生	高校生	特別支援	その他	合計
相談者数	0	8	0	0	0	8
29年度	0	67	0	0	0	67

(2) 内容別通報状況

内 容	小学生	中学生	高校生	特別支援	その他	合計
不適切書込み・画像	0	0	0	0	0	0
誹謗中傷	0	0	0	0	0	0
乗っ取り等トラブル	0	0	0	0	0	0
個人情報公開	0	8	0	0	0	8
家出少年書込み検索	0	0	0	0	0	0
自殺企図・触法違法	0	0	0	0	0	0
合 計	0	8	0	0	0	8

S T O P i t (ストップイット) 相談状況 平成30年4月から平成31年3月まで

(1) 月別相談受理件数

学期	1学期				2学期				3学期			合計	
	月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
件数	8	32	40	31	10	10	12	9	2	3	3	5	165
29年度	0	19	30	11	9	16	9	18	11	7	3	3	133

※平成29年度5月から開始

(2) 相談者別受理状況

相談者	小学生	中学1年	中学2年	中学3年	合計
相談者数	2	105	42	16	165
29年度	0	103	20	10	133

(3) 相談内容順位

順位	内 容	件数
1	いじめ関連	47
2	相談(問合せ)	38
3	教職員関連	37

(4) 相談内容について

- 「S T O P i t」相談は、所長、指導主事及びいじめeメール相談員が受けています。
- 件数は前年度より28件多い165件で、問合せ等の内容もありましたが、いじめに関する相談を多く受け付けました。

条例・規則等

(1) 柏市少年補導センター設置条例

昭和 41 年 10 月 11 日

条例第 32 号

(設置)

第 1 条 青少年の健全な育成を期し、少年の補導活動を総合的に推進するため柏市少年補導センター(以下「補導センター」という。)を設置する。

(名称及び位置)

第 2 条 補導センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 柏市少年補導センター

位置 柏市柏五丁目 8 番 32 号

(主管)

第 3 条 補導センターの運営及び管理は、教育委員会が行う。

(業務)

第 4 条 補導センターは、少年の補導に関し、関係機関及び関係団体等の合同活動として次の業務を行う。

- (1) 街頭補導、少年相談、専門機関への通告及び関係者に対する補導連絡等による少年非行の早期発見及び早期補導の活動
- (2) 少年の補導に関する情報の収集及び資料の整備
- (3) その他少年の補導に必要な業務

(職員)

第 5 条 補導センターに所長、補導主事その他の職員を置く。

(運営協議会)

第 6 条 補導センターの適切な運営をはかるため、補導センター運営協議会(以下「運営協議会」という。)を置く。

第 7 条 運営協議会は、委員 15 人をもつて組織する。

- 2 委員は、関係機関及び関係団体の代表者並びに少年の補導に関し学識経験のある者の中から教育委員会が委嘱する。
- 3 委員の任期は、2 年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(少年補導委員)

第8条 補導センターに少年補導委員 150 人以内を置く。

2 少年補導委員は、教育委員会が委嘱する。

3 少年補導委員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。ただし、補欠少年補導委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 少年補導委員は、非常勤とし、補導センターの業務に従事する。

(委任)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 柏市少年補導センター設置規則(昭和 41 年教育委員会規則第 5 号。以下「規則」という。)第 5 条及び第 6 条により委嘱された運営協議会の委員及び少年補導委員は、この条例により委嘱されたものとみなす。ただし、その任期は、規則により委嘱された日から 2 年とする。

附 則(昭和 42 年条例第 12 号)

この条例は、昭和 42 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(昭和 42 年条例第 39 号抄)

1 この条例は、昭和 42 年 10 月 1 日から施行する。

2 柏市少年補導センター設置条例中第 7 条および第 8 条の規定による運営委員および少年補導委員は、この条例により、市長が委嘱したものとみなす。

附 則(昭和 42 年条例第 43 号)

この条例は、昭和 43 年 1 月 1 日から施行する。

附 則(昭和 44 年条例第 31 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和 52 年条例第 18 号)

この条例は、昭和 52 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(昭和 59 年条例第 9 号)

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 8 条第 3 項の改正規定は、昭和 59 年 5 月 1 日から施行する。

(2) 柏市少年補導センター設置条例施行規則

昭和 52 年 3 月 31 日

(教) 規則第 8 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、柏市少年補導センター設置条例(昭和 41 年柏市条例第 32 号。

以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(平 4 教委規則 21・一部改正)

(開所時間)

第 2 条 柏市少年補導センター(以下「センター」という。)の開所時間は、午前 9 時から午後 5 時までとする。ただし、教育委員会(以下「委員会」という。)が必要と認めるときは、これを変更することができる。

(平 4 教委規則 21・追加)

(休所日)

第 3 条 センターの休所日は、次に掲げるとおりとする。ただし、委員会が必要と認めるときは、これを変更し、又は臨時に休所することができる。

(1) 日曜日及び土曜日

(2) 国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)に規定する休日

(3) 1 月 2 日、同月 3 日及び 12 月 29 日から同月 31 日まで

(平 4 教委規則 21・追加、平 16 教委規則 9・一部改正)

(運営協議会)

第 4 条 条例第 6 条に規定する少年補導センター運営協議会(以下「協議会」という。)に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは会長の職務を代理する。

(平 4 教委規則 21・一部改正)

第 5 条 協議会の会議は、必要に応じて会長が招集し、その議長となる。

2 協議会は、委員の定数の半数以上の委員が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(平 4 教委規則 21・全改、平 15 教委規則 5・一部改正)

(少年補導委員)

第6条 条例第8条に規定する少年補導委員は、次に掲げる者の中から委員会が委嘱する。

- (1) 市内の学校の職員
- (2) 児童委員及び青少年相談員
- (3) 本市及び教育委員会の職員
- (4) 千葉県警察職員
- (5) 青少年に関する団体及び防犯団体の役員
- (6) その他適任と認める者

2 前項第1号から第5号までの者については、それぞれ所属の機関又は団体の長の推せんをあらかじめ受けるものとする。

(平4教委規則21・一部改正)

第7条 少年補導委員の業務の連絡調整を図るため、センターの所長は、必要に応じて少年補導委員の会議を招集することができる。

(平4教委規則21・一部改正)

第8条 削除

(平4教委規則21)

(補則)

第9条 この規則に定めるものほか必要な事項は、委員会が別に定める。

(平4教委規則21・一部改正)

附 則

この規則は、昭和52年4月1日から施行する。

附 則(平成4年教育委員会規則21号)

この規則は、平成5年2月1日から施行する。

附 則(平成15年教育委員会規則第5号)

この規則は、平成15年5月1日から施行する。

附 則(平成16年教育委員会規則第9号)

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

(3) 少年補導委員服務規定

(趣旨)

第1条 この規定は、柏市少年補導センター設置条例（昭和41年柏市条例第32号）第8条4項に基づき柏市少年補導センター（以下「補導センター」と言う）における少年補導委員の服務に關し、必要な事項を定めるものとする。

(服務の心得)

第2条 少年補導委員は、青少年健全育成の精神に基づき、その職務を自覺し、青少年の非行防止と福祉を図るため、深い愛情、高い良識、適切な補導技術をもって職務を遂行するよう努めなければならない。

(秘密の保持)

第3条 少年補導委員は、青少年の基本的人権を尊重し、その将来を考慮して、職務遂行上知り得た事項の一切について秘密の保持に努めなければならない。

(指揮監督)

第4条 少年補導委員は、補導センターの運営方針に従い、職務遂行にあたって、その指揮監督を受けなければならない。

2 少年補導委員は常に補導センターと連絡をとり単独で職務遂行をしてはならない。

(身分証明書に携行)

第5条 少年補導委員は、その身分を明確にするため、常に身分証明書（別記様式）を携行しなければならない。

2 少年補導委員は、身分証明書の記載事項に変更を生じたときは、速やかにその旨を補導センターに届出なければならない。

3 少年補導委員は、身分証明書を亡失し、又は損傷したときは、再交付を受けなければならぬ。

(研修及び資質の向上)

第6条 少年補導委員は、その職務を遂行するために、たえず研究と修養に努め、自己の資質向上をはからなければならない。

(関係団体等との連携)

第7条 少年補導委員は、職務遂行にあたって他の関係団体等と連携し、青少年健全育成に努めなければならない。

第8条 少年補導委員は、補導センターの計画する街頭補導に、積極的に従事しなければならない。

2 少年補導委員は、午前の補導、午後の補導、薄暮の補導、夜間の補導、特別補導に従事する。

3 少年補導委員は、街頭補導に従事するとき、定刻までに補導センターに出勤し、備え付けの簿冊に記入、又は押印する。

(街頭補導の対象行為)

第9条 街頭補導の対象となるものは、別表（補導対象少年の行為）に掲げる行為を行う20歳未満（各種法令による青少年の呼称及び年齢区分）の者とする。

(地域活動)

第10条 少年補導委員は、その居住する地域の青少年健全育成および非行防止活動に積極的に参加しなければならない。

2 地域活動については、原則として補導センターに連絡を取り、その内容等について補導センター所長に報告しなければならない。

(少年相談)

第11条 少年補導委員は、少年もしくは保護者等から積極的に相談を受け、適切な助言、援助を行わなければならない。

2 相談活動は、補導センターとたえず連絡を取りながら行うことを旨とする。

(退職願い)

第12条 少年補導委員は、退職しようとするとき、退職願いを提出しなければならない。

(委任)

第13条 この規定に定めるもののほか、この規定の実施に関し必要な事項は教育委員会が別に定める。

附則

(施行期間) この訓令は、昭和59年5月1日から施行する。

補導対象少年の行為

行 為	内 容
1 刃物等所持	正当な理由なく刃物等、他入に危害を加えるおそれのある器具等を持っている
2 粗暴行為	暴行、傷害、器物損壊等の非行に発展する恐れのある粗暴な言動
3 金品不正要求	正当な理由がなく、他人に対し、金品の交付、貸与等を要求する行為
4 家出	正当な理由なく、保護者に無断で帰宅しない行為で帰宅する意思がない行為
5 無断外泊	正当な理由がなく、保護者に無断で外泊する行為で一時的に帰宅しない行為
6 懈学・怠業	正当な理由なく、学校や職場を休み、また遅刻、早退をする行為
7 金品持ち出し	保護者等の金品を無断で持ち出す行為
8 性的いたずら	他人の体に性的な不安を生じさせるように触れる行為、その目的でつきまとう行為、その他性的な不安を生じさせるような言動
9 不健全性的行為	少年の健全育成上支障のある性交または性交類似行為
10 飲酒	酒類を引用し、又はその目的で酒類を所持する行為
11 喫煙	喫煙し、又はその目的でたばこもしくは喫煙具を所持する行為
12 不良交友	犯罪性のある人、その他少年の健全育成上支障のある人と交際する行為
13 盛り場はいかい	少年の健全育成に影響を及ぼす場所のはいかい
14 不健全娯楽	正当な理由がなく、時間外でのゲームセンターの立ち入り等、少年の健全育成上支障のある娯楽に興じる行為
15 夜遊び (深夜はいかい)	場所を問わず夜間に歩き、遊び惚ける行為
16 自転車等危険行為	二人乗り、無灯火、ながら運転、危険運転などの行為
17 迷惑行為	公共場所、施設・交通機関内等における迷惑行為
18 その他	校則違反、道徳的（マナー）違反などの行為

各種法律による青少年の呼称及び年齢区分

法律の呼称	呼 称	年 齡 区 分
少 年 法	少 年	20歳未満の者
刑 法	刑事未成年者	14歳未満の者
児童福祉法	児 童	18歳未満の者
	乳 児	1歳未満の者
	幼 児	1歳から小学校就学の始期に達するまでの者
	少 年	小学校就学の始期から18歳未満までの者
学校教育法	学 齢 児 童	6歳に達した日の翌日以降における最初の学年の初めから、12歳に達した日に属する学年の終わりまでの者
	学 齢 生 徒	小学校（又は、特別支援学校の小学部）の課程を修了した日の翌日以降における最初の学年の初めから、15歳に達した日に属する学年の終わりまでの者
民 法	未 成 年 者	20歳未満の者
	婚 姻 適 齡	男 滿 18 歳 (未成年は、父母の同意を得なければならぬ。) 女 滿 16 歳
労働基準法	年 少 者	18歳未満の者
	使 用 禁 止 者	15歳未満の者 (例外あり)
	未 成 年 者	民法上の未成年者
道路交通法	児 童	6歳以上13歳未満の者
	幼 児	6歳未満の者
	大型免許を与えない者	20歳に満たない者
	普通免許・大型特殊免許・けん引免許を与えない者	18歳に満たない者
	二輪免許・小型特殊免許・原付免許を与えない者	16歳に満たない者
未成年喫煙禁止法	未 成 年	満20歳に至らざる者
未成年飲酒禁止法	未 成 年	満20歳に至らざる者

(4) 柏市少年補導センター少年補導委員連絡協議会会則

第一章 総則

(名称)

第1条 本会は、柏市少年補導センター少年補導委員連絡協議会と称し、事務局を柏市少年補導センター内に置く。

(目的)

第2条 本会は、柏市少年補導センター少年補導委員がこの会を通じ、相互の連携と研さんを図り、地域青少年の健全育成に寄与することを目的とする。

(事業)

第3条 本会は前条の目的達成のため、次の事業を行う。

- (1) 青少年の補導活動及び関係機関に対する協力。
- (2) 補導活動及び青少年問題に関する研さん。
- (3) 少年補導センター事業に協力。
- (4) 補導委員相互の連携。
- (5) その他、本会の目的達成に必要な事項。

(資格)

第4条 本会は、柏市少年補導センターの少年補導委員及び補導センター職員をもって構成する。

(慶弔及び表彰)

第4条の2 慶弔及び表彰については、別に定める。

第二章 役員

(役員)

第5条 本会に次の役員を置く。

会長	1名	副会長	2名	書記	2名
会計	2名	会計監査	2名		

それぞれの任期は2年とする。ただし、補欠により就任した任期は、前任者の残任期間とする。

(役員の選出)

第6条 前条のうち、役員は別に定める選考委員会で選出し、総会において承認する。

(役員の任務)

第7条 会長は本会を代表し会務を総括する。

2. 会長は役員会及び運営委員会を招集する。
3. 会議の議長については、役員のなかで互選する。
4. 副会長は、会長を補佐し会長に事故あるときはその職務を行ふ。

5. 書記は、本会の会務を掌理する。
6. 会計は、本会の会計を司る。
7. 会計監査は、本会の経理を監査する。
8. 役員は専門部を掌理する。

(顧問)

- 第8条 本会に顧問を置くことができる。
2. 顧問は会長が推薦し総会で承認する。

第三章 会議

(総会)

- 第9条 総会は会長が招集する。ただし、会長が必要と認めたときは、臨時に開くことができる。
2. 総会は次の事項を議事とする。
 - (1) 役員の選出と承認。
 - (2) 事業計画と予算の決定。
 - (3) 事業報告と決算の承認。
 - (4) 会則の改廃。
 - (5) その他必要と認める事項。
 3. 総会の議長は別に選出するものとする。
 4. 総会の決定は、出席者の過半数をもって決める。

(役員会)

- 第10条 役員会は、会長、副会長、書記、会計、センター職員、各専門部部長で構成する。

(運営委員会)

- 第11条 運営委員会は、役員会構成人員及び地区長で構成する。

(議決)

- 第12条 会議の決定は、出席者の過半数で決める。

(専門部)

- 第13条 本会に次の専門部を置く。

- (1) 事業部は事業活動の企画立案し、実施する。
 - (2) 広報部は啓発活動を実施し、広報紙を発行する。
 - (3) 研修部は研修会を企画し、実施する。
2. 事業部は会長・副会長・書記・会計が担当する。
 3. 地区長は広報部・研修部のいずれかに所属する。
 4. 広報部・研修部に部長及び副部長を置き、部員の互選により決定する。
 5. 広報部・研修部の部長は役員会に出席する。

第四章 会計

(経 費)

第14条 本会の経費は会費及び市補助金その他の収入をもってこれに充てる。

(会計年度)

第15条 本会の事業年度は毎年5月1日に始まり翌年4月30日に終わる。

付 則

本会則は昭和52年5月10日から施行する。

本会則は昭和54年6月14日に一部改正する。

本会則は平成4年5月16日に一部改正する。

本会則は平成12年5月13日に一部改正する。

本会則は平成25年5月11日に一部改正する。

選考規定

第1条 役員の選出は選考委員会が行う。

第2条 選考委員会は地区長の代表者とセンター職員で構成される。

第3条 選考委員会は会長、副会長、書記、会計、会計監査を選出する。

第4条 選出された会長は、選考委員会に加わることができる。

付 則

本規定は昭和52年5月10日から施行する。

慶弔規定

第1条 本会の会員の慶弔に関する取り扱いは規定による。

第2条 会員が疾病により1ヶ月以上の入院及び加療を要する場合は、3,000円の見舞金とする。

第3条 会員及び家族の不幸については、次の基準による弔慰金とする。

会員の死亡 10,000円

配偶者の死亡 5,000円

同居人の父母・子の死亡 5,000円

第4条 その他必要と認められる場合は役員が協議し決定する。

付 則

本規定は平成2年5月19日から施行する。

本規定は平成22年3月6日に一部改正する。

表彰規定

第1条 本会における表彰の取り扱いは、本規定による。

第2条 表彰は、次の各号のいずれかに該当する者について行う。

(1) 本会の会員で、補導活動において功労が顕著な者

(2) 10年以上本会の会員であって、少年補導委員の委嘱期間満了に伴い、会員の資格を失う者

第3条 表彰を受ける者の選考は、前条の規定に基づき、役員が協議して決定する。

第4条 表彰は、前条に基づく決定を受けて、会長が総会の日に行う。

付 則

本規定は平成25年5月11日から施行する。

(5) 柏市学校警察連絡協議会規約

(名称及び事務局)

第1条 本会は、柏市学校警察連絡協議会と称し、事務局を柏市少年補導センターに置く。

(構成)

第2条 本会は、市内小・中・高等学校校長及び生徒指導主任、柏警察署職員、柏児童相談所職員、教育委員会の関係職員をもって構成する。

(目的)

第3条 本会は、市内小・中・高等学校並びに関係諸機関との連携を図るとともに、生徒指導上の問題について研修を深め、各学校における非行の早期発見と早期指導に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を構成するために、次の事業を行う。

- (1) 学校相互の連絡調整。
- (2) 非行防止に関する調査研究。
- (3) 関係機関、団体等の連絡調整。
- (4) その他、本会の目的達成のために必要な事業。

(役員)

第5条 1. 本会は、次の役員を置く。

会長（1名） 副会長（若干名） 理事（若干名） 幹事（若干名）
会計（2名） 書記（2名） 監査（2名）

2. 会長、副会長及び理事は、役員の互選による。
3. 監査、会計、書記は、役員会の承認を得て会長が委嘱する。

(役員の任務)

第6条 1. 会長は本会を代表し、会務を統轄する。

2. 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは職務を代行する。
3. 理事は、会務の執行に関して、基本的な事項を司る。
4. 幹事は、基本的事項を受け、年間を通して諸活動を推進する。
5. 書記は、本会の命を受け、会務を掌理する。
6. 会計は、会長の命を受け、金銭物品の出納保管に任ずる。
7. 監査は、本会の会計を監査する。

(役員の任期)

第7条 1. 役員の任期は1年とする。但し、再任を妨げない。

2. 補欠役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(顧問)

- 第8条 1. 本会に顧問を置くことができる。
2. 顧問は役員会の同意を得て会長が委嘱する。

(会議)

- 第9条 1. 本会の会議は総会及び役員会とし、会長が招集する。
2. 総会は年1回とする。
3. 総会の決定は、出席者の過半数をもって決める。
4. 役員会は、必要に応じて会長が召集する。
5. その他、会長が必要と認めた時は、開催することができる。

(会費)

- 第10条 本会の会費は、自己負担及びその他の収入をもってあてる。

(事業及び会計年度)

- 第11条 本会の会計は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

(補則)

- 第12条 この規約に定めるものほか必要な事項は、会長が別に定める。

附則 この規約は、昭和55年6月3日から施行する。

この規約は、昭和62年6月4日から施行する。

この規約は、平成6年4月5日から施行する。

この規約は、平成16年5月21日に一部改正する。

(6) 柏市やまびこ電話柏要領

(趣旨)

第1条 この要領は、青少年の非行化防止及び健全育成のため、
柏市やまびこ電話（以下「電話」という。）の設置及び運
営に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 電話は、次のとおり設置する。

位 置	名 称
柏市柏五丁目8番32号	やまびこ電話柏

(定義)

第3条 この要領において「青少年」とは、小学校就学の始期から満20歳に達するまでの者をいう。

(利用時間)

第4条 電話の利用時間は、午後1時から午後7時までとする。ただし、
柏市少年補導センター設置条例施行規則（昭和52年柏市教育委員会規則第8号）第3条に規定する休所日を除く。

(利用対象者)

第5条 電話を利用することができる者は、市内に居住し、次の各号の一に該当するものとする。

- (1) 青少年
- (2) 青少年を持つ保護者
- (3) その他教育長が必要と認める者

(従事者)

第6条 電話での相談業務に従事する者は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 柏市少年補導センター設置条例（昭和41年柏市条例第32号）第5条に規定する職員
- (2) 柏市教育委員会指導員規則（昭和63年柏市教育委員会規則第9号）第1条第11号に規定するやまびこ電話柏相談員

(補則)

第7条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成16年1月1日から施行する。
- 2 やまびこ電話柏運営要綱（平成5年2月1日制定）は、廃止する。

附 則

この要領は、平成19年5月1日から施行する。

■柏市少年補導センターの相談窓口(土曜・日曜・祝日・年末年始はお休みします)

・「少年相談」……少年及び保護者等からの相談

午前9時～午後5時

04-7164-7571

・「やまびこ電話柏」……子どもや青少年及び保護者(話をきいてもらいたいとき)

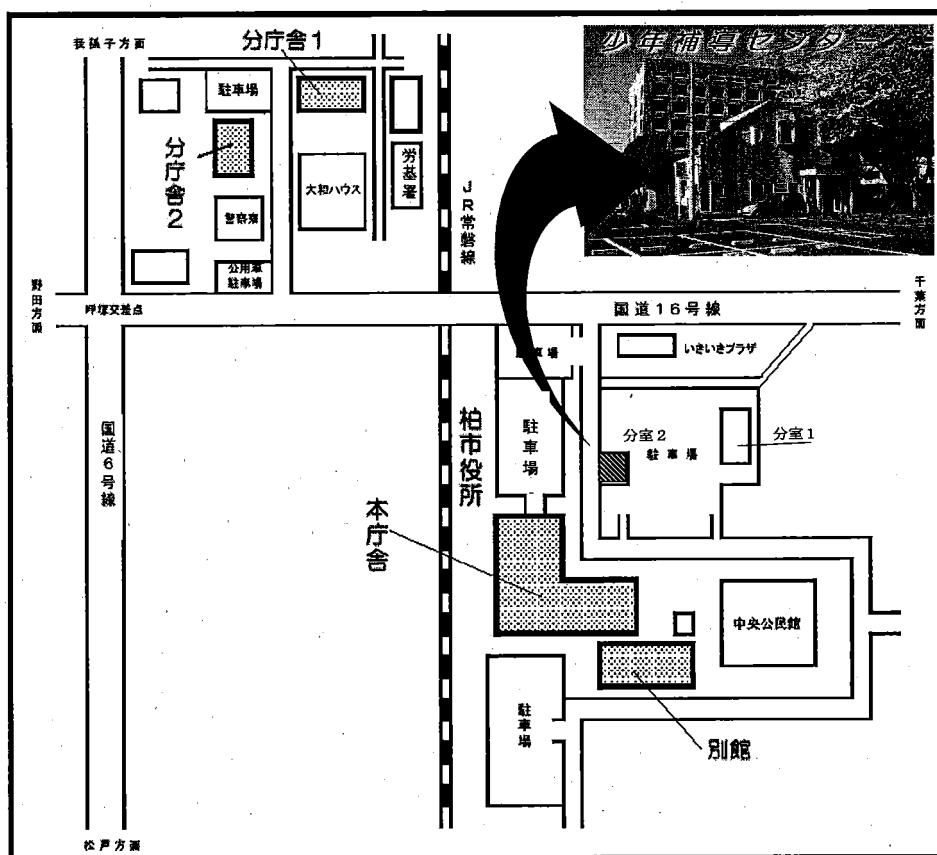
午後1時～午後7時

04-7166-8181

・「いじめeメール相談」……いじめを受けている児童生徒及び見かけた児童生徒

※その他の相談、保護者からの相談も可

24時間受信



柏市少年補導センター
休所日: 土曜・日曜・祝日・年末年始

〒277-0005

柏市柏5丁目8番32号

Tel. 04-7164-7571

Fax. 04-7164-7599